相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市南区真駒内本町六丁目一〇番地一〇、最後の住所札幌市南区真駒内本町三丁目五番一四―四〇一号
被相続人　亡　北澤　忠和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
札幌市中央区大通西一一丁目四番地大通藤井ビル九階　佐藤・小川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小川　里美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県久慈郡大子町大字上野宮三六一三番地、最後の住所茨城県久慈郡大子町大字頃藤三七六二番地六　被相続人　亡　佐藤　公男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
事務所茨城県水戸市三の丸一丁目一番二五号水戸駅前ビル三〇一いばらき法律事務所
相続財産管理人　弁護士　有馬　慧

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県栃木市倭町一一番一八号
被相続人　亡　茂田　憲司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
事務所栃木県栃木市旭町一四―一六梁島ビル二階鈴木俊美法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大関麻由子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県東松山市本町二丁目四四三八番地、最後の住所埼玉県東松山市箭弓町二丁目一三番二〇号　被相続人　亡　杉田　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
埼玉県熊谷市筑波二―二〇木村ビル三階
相続財産管理人　弁護士　自在　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区冬木一七番、最後の住所埼玉県坂戸市関間一丁目一五番六六―五〇二号セザール坂戸　被相続人　亡　大橋　武夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
埼玉県所沢市日吉町一四―三　朝日生命所沢ビル八階　弁護士法人アルファ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　加藤　剛毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市砂川町一八〇三番地、最後の住所名古屋市北区平安二丁目三番三号第二上村ビル四〇二号　被相続人　亡　中井　忠勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
事務所東京都板橋区赤塚新町二―一四―二ストーク新町二〇五なります法律事務所
相続財産管理人　弁護士　水野　順一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市船越町一丁目五七番地、最後の住所神奈川県横須賀市船越町一丁目五七番地　被相続人　亡　中山　達夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二サクマ横須賀ビル三階三〇二
相続財産管理人　弁護士　駒田　英隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府池田市空港二丁目一八七番地、最後の住所京都府福知山市字土師六一三番地
被相続人　亡　芦田　謙二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
京都府舞鶴市行永東町四番地二九
相続財産管理人　弁護士　大西　秀憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市下蒲刈町三之瀬二六二番地、最後の住所広島県東広島市西条昭和町一二番四〇号　被相続人　亡　住田　銘子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
広島県竹原市中央四丁目一〇番一六―四号
相続財産管理人　司法書士　小田部勇樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高松市塩上町二丁目五番地五、最後の住所高松市高松町三〇三番地一七
被相続人　亡　太田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
高松市番町四丁目八番二〇号　瀬尾ビル一階　相続財産管理人　弁護士　元木　将道

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県安芸郡北川村大字野友乙二三六番地一、最後の住所高知県安芸市東浜一九一番地一　被相続人　亡　田中　章裕

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十二月二日
高知県安芸市日ノ出町七番二号
相続財産管理人　本田　修二

第20期決算公告　平成28年12月2日
名古屋市中区栄二丁目13番1号
株式会社ヴィッツ
代表取締役　服部　博行
貸借対照表の要旨（平成28年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	474,434
	固定資産	181,539
	資産合計	655,973
負債及び純資産の部	流動負債	314,933
	固定負債	186,121
	株主資本	154,917
	資本金	75,000
	資本剰余金	5,500
	資本準備金	5,500
	利益剰余金	74,417
	利益準備金	1,105
	その他利益剰余金	73,312
	（うち当期純利益）	（51,063）
	負債・純資産合計	655,973

第63期決算公告
平成28年11月8日
埼玉県さいたま市浦和区常盤9―30―16
株式会社トキワ
代表取締役　杉島　芳治
貸借対照表の要旨（平成28年8月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	679,788
	固定資産	1,274,480
	繰延資産	500
	合計	1,954,768
負債及び純資産の部	流動負債	417,505
	固定負債	946,833
	株主資本	590,430
	資本金	44,000
	利益剰余金	546,430
	利益準備金	11,000
	その他利益剰余金	535,430
	（うち当期純利益）	（42,840）
	合計	1,954,768

第23期決算公告
平成28年12月2日
岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合3429番地
株式会社サンシャイン春日
代表取締役　宗宮　孝生
貸借対照表の要旨（平成28年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	68,133
	固定資産	32,600
	合計	100,733
負債及び純資産の部	流動負債	12,069
	固定負債	404
	株主資本	88,260
	資本金	87,000
	利益剰余金	1,260
	利益準備金	174
	その他利益剰余金	1,086
	（うち当期純利益）	（62）
	合計	100,733